

議事録（令和3年度の業務執行体制に係る職員の勤務労働条件について）

【大阪市職員労働組合旭区役所支部との団体交渉】

日時 令和2年11月25日（水） 18時00分から18時50分

場所 旭区役所 3階 会議室

所属出席者 企画総務課長・企画総務課長代理・企画総務課担当係長

組合出席者 支部長・副支部長・書記長・書記次長

**（支部長）**

それでは「2021年度の要員確保」について申し入れを行う。

＜申し入れ文＞

2020年11月25日

旭区長 花田 公絵 様

大阪市職員労働組合

旭区役所支部

支部長 橋本 啓志

2021年度要員確保に関する申し入れ

区行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は、勤務労働条件に大きくかかわるものであると認識している。

大阪市においては、「市政改革プラン3.0」により、行政サービスへの最先端のICTの活用による行政手続きのオンライン化や、経営形態の変更、民営化への流れが明記されている。

行政内容の質や水準を低下させないために、業務内容・業務量に見合った要員配置が必要であると考えます。また、それらは、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、次の点について申し入れを行うとともに、交渉事項として誠意を持って対応するよう申し入れられる。

記

1. 2021年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は交渉・協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを検討する場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る十分な情報を提供すること。
2. 恒常的に繁忙状況が生じている部門が固定化している状況であり、また、超過勤務時間数の上限設定や年次休暇取得の促進が職員の負担とならないよう、「仕事と人」の関係整理のうえで適正な要員配置を含む措置はもちろんのこと、従前の手法を見直しつつ、実効あるとりくみを行うこと。また、今後想定される事業等について、安易な兼務を行わないこと。
3. 法令などにより要員の基準が定められている職場に対し、基準配置はもちろんのこと、すべての労働条件が維持できる適正な要員を確保すること。
4. 一般事務・技術職以外の免許職員等にかかる総枠について、業務執行に支障のないよう対応し、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は協議を行うこと。
5. 「4条任期付職員」の任用について、雇用や勤務労働条件に不安を抱くことのないように責任ある対応を行うとともに、勤務労働条件に変更が生じる事項については時機を失する事のないよう交渉・協議を行うこと。さらに、実態的な本務化を含めたさらなる処遇改善をはかること。
6. 「会計年度任用職員」は、常勤職員の職務内容・職責と異なる必要があり、常勤職員が担うべき業務には常勤職員を配置すること。
7. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業務繁忙や職員の感染により、要員不足が生じる事態となった現場が多くあった状況を踏まえ、市民サービスの低下をきたさないための十分な要員配置を行うこと。また、来庁市民や職員の感染症予防対策に万全を講ずることはもちろんのこと、市民サービスに影響を与えることなく、一部現場に負担が集中することのないように責任ある体制確保等を行うこと。
8. 「大規模災害」にかかる行政対応に関わっては、深刻な人手不足が明らかな状況となっていることから、初動体制を含め業務の継続性を考慮した実効性のある体制を確保すること。また、被災自治体への支援などについて、「仕事と人」への影響を検証し、必要な対応・対策の検討を行ない、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。
9. 区長会議の「各区役所の職員配置数について（提言）」に関わっては、職場に労働過重と混乱を招くことなく、市民サービスの後退につながらせることのないようにすることは当然のことであり、また、あるべき「仕事と人の関係」について緻密な検証を積み上げながら「必要な市民サービス」に的確に対応でき得る「適正な職員配置数」

を導くことが必要であることから、所属として責任ある対応をはかること。

10. 安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスの低下を来たすことから、慎重に検討すべきであり、「事業の統合」「委託化」などといった課題については、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、事前に十分な交渉・協議を行うこと。

以上

### 【支部長】

申し入れにあたって、所属の基本的な認識を質しておきたい。

我々、区役所現場で働くものとしては、市民サービスの確保は極めて重要な課題であり、安易な切り下げは許されるものではないと考える。まして、職員数の削減計画達成に向けた数字合わせとも言えるような人員削減については反対であり、業務内容・業務量に見合った執行体制と、労働強化をきたさない要員配置が必須であると認識している。

この間繰り返し申し上げてきたが、各現場において、コンプライアンスや服務規律の徹底については声高に叫ばれてはいるが、そこで働く者の労働条件については決して守られているとは思えない状態にある。職場のワークルールもコンプライアンスと同様、当たり前前に守られるべきルールであり、その履行は当然所属の責任において行われるべきものである。

この間、ワーク・ライフ・バランスの推進を名目として超過勤務の縮減もしきりにうたわれているが、業務がスクラップされず、また必要な要員配置もされない現状においては、かえって現場に負担を強いる結果ともなっている。さらに、法令に基づいた休憩時間も十分に取れない職場も現出し、「仕事と人の関係」の上に立った業務執行体制の構築がなされたのか市側・所属としての使用者責任を厳しく問わざるを得ない。言うまでもないが、職場における業務の遂行が、超過勤務の増加や年次有給休暇等の未取得日数の増加といった労働環境の悪化の上に成り立つものではない。

この間、要員問題については「仕事と人」の関係整理を基本に、真摯な労使交渉・協議を通じて労使決着をめざしてきたところである。2021年度業務執行体制の構築や改編に伴う職員の勤務労働条件の変更については交渉事項であるので、誠意を持って対応するよう申し入れる。また、結果として勤務労働条件に影響を及ぼさない場合であっても、執行体制の改編などを行った場合については、「仕事と人」の関係整理等、所属として責任を持って判断がなされた経緯とその内容について十分な情報提供を適切な時期に行うよう求める。

そのうえで、所属としての次年度要員確保の考え方を明らかにされたい。

### 【企画総務課長】

まず始めに、大阪市職員労働組合旭区役所支部組合員の皆さまに置かれましては、日ごろより旭区政及び旭区役所業務執行に関しましてご尽力いただいていることに対してこの場をお借りして感謝申し上げます。

また、本年はコロナ禍において通常業務はもとより5年に1回の国勢調査や11月1日投開票の住民投票について従来にも増して大きな負担をおかけし、業務を担っていただきご苦労いただきましたことに敬意と感謝を申し上げます。

さて、ただいま、令和3年度の業務執行体制について、必要な勤務労働条件の確保を図るように申し入れを受けたところであるが、令和3年度における業務執行体制についての当区の考えを示します。

本市では、厳しい財政状況のもと、市政のあらゆる面から抜本的な改革を進め、財政再建に向けた取組を行ってきた。

平成24年7月に策定しました「市政改革プラン」等において、歳入の確保、施策や事業の聖域なきゼロベースの見直し、徹底したムダの排除などに取り組み、収入の範囲で予算を編成することを基本とする規律ある財政運営を進めてまいりました。

また、平成28年8月に策定した「市政改革プラン2.0」においても、歳出の削減等、ムダを徹底的に排除し効果的・効率的な行財政運営をめざしたこれまでの取組を継続しながら、ICTの活用や職員の能力を最大限引き出すことで質の向上を図る改革を進めてまいりました。

さらに、令和2年4月に策定した「市政改革プラン3.0」においても、柱の1つとして、効果的・効率的な行財政運営が掲げられ、質の高い業務執行や施設・事業の適切なマネジメントとともに、人員マネジメントの推進、未利用地の有効活用等による効率的な行財政運営に取り組むこととしている。

しかしながら、「今後の財政収支概算（粗い試算でございますが）[2020（令和2）年3月版]」によれば、期間を通じて通常収支不足が生じており、特に、期間終盤では、高齢化の進展や障がい福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費の増や、投資的事業の財源として発行する起債償還の増等により通常収支不足が拡大する見込みのうえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響による税込減や対策費の増加により、過日9月9日には令和3年度の収支不足見込額が令和2年度当初予算の107億円から530億円膨らみ、637億円となる見通しが公表された。

スリムで効率的な業務執行体制をめざしつつ、ますます複雑・多様化する市民ニーズや地域社会の課題に的確に対応するためには、組織全体として業務執行の一層の効率化が欠かせないことから、これまで以上に、施策・事業の再構築等の取組とともに、事務の簡素化による見直しや委託化等によって、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えている。

なお、再任用短時間勤務職員の応募者の減少については、業務整理等を行ったうえで、

会計年度任用職員を任用するなどして対応している。

会計年度任用職員については、引き続き関係所属と連携を図りながら、適切な運用に努めるとともに、職員の勤務労働条件に関し、交渉の申し入れがあった際には、丁寧な対応を行ってまいりたいと考えているのでよろしくお願いする。

事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案、それに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであるが、それによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えているので、よろしくお願いする。

### 【支部長】

ただ今、所属から「真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならない」とした基本的な考え方が示された。この間、施策や事業のあり方について具体的な考え方が明らかにされぬまま、一方的に職員数の削減計画達成に向けた数字合わせともいえる「人員削減」が推し進められているが、業務内容・業務量に見合った執行体制と、労働強化をきたさない要員配置が必須であり、極めて問題であることを強く指摘する。

我々としても、事務事業の見直しそのものを否定するものではないが、行政業務を見直すにしても、市民サービスの低下を招くことは許されるものではなく、必要な人員を的確に配置し、十分な執行体制を構築しなければならないと認識しており、所属として「仕事と人」の関係整理にもとづいた慎重な検討と、それに見合った要員配置を行うよう強く求めておきたい。

また、改めて交渉のあり方について所属の認識を確認しておきたい。そもそも、地公法55条には、適法な交渉事項について適法な交渉の申し入れがあったときは、当局はその申し入れに応ずべき地位に立つとされている。少なくとも、来年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れは、こうした「適法な交渉」に該当することから、我々からの申し入れに対して、地公法にもとづいて団体交渉に応じるのは当然と考えており、所属としての確認を求める。

そのうえで、何点かにわたり我々の考え方を示しておきたい。

1. 近年の要員交渉において、所属側からは判断に至る十分な情報提供はされず、「勤務労働条件を確保できる業務執行体制の構築を行う」という一方的な見解のもと、年度末に単に執行体制構築にかかる「結果」についてのみ述べられており、連年、大綱了解に至らない結果となっている。勤務労働条件への影響を与える範囲については「方針が決定」した後では遅きに失しており、回答の根拠となる資料や書面を一切提示しないような行為も、交渉においては許されるものではない。「根拠資料」として交渉中

または事前に、当然示されるべきものと考えているので、強く指摘しておく。そのうえで所属側には、このことをふまえ、今後誠意ある交渉・協議を行うよう強く求めておく。

2. 各区において、区長マネジメントによる区政改革が進められている。当区において、次年度以降新たな事業展開が行われるのであれば、その内容を明らかにされたい。また、その場合の業務執行体制を構築することにより、勤務労働条件に変更が生じるのであれば、そのことについても明らかにされたい。
3. 新型コロナウイルスの影響に関わって、区役所においても感染症対応業務をはじめ特別定額給付金支給に伴うマイナンバーカード関連業務、また生活保護業務や生活困窮者自立支援業務など、業務量が増加している状況である。加えて、当区では複数の担当で職員の感染が判明し、必要な人員が確保できない状況となったことから、現状について所属の認識を確認するとともに、市民サービスの低下をきたさないための十分な要員配置を求めたい。また、来庁市民や職員の感染症予防対策に万全を講ずることと同時に、市民サービスに影響を与えることなく、また一部現場に負担が集中することのないように責任ある体制確保等を行うよう求めておく。
4. 区役所における職員の適正配置について、昨年に引き続き、区長会議において検討が進められている。仮に区役所職員総数が変わらない中で適正配置が実施された場合、区役所「間」での「要員数の綱引き」といった状況を招くこととなり、現場混乱をきたすことが危惧される。また職員数が減員されれば、職場に労働過重を招き、それによって市民サービスの後退につながるものが危惧される。区役所の業務執行体制に大きな影響を及ぼすことから、時期を逸さない適宜の情報提供など所属の丁寧な対応を求めるとともに、労働過重や市民サービスの後退、現場混乱を生じさせないように区長会議等への働きかけなども求めたい。
5. 本務職員に代わる再任用職員の配置については、再任用を希望する職員が、これまで培ってきた能力・知識・経験を十分に発揮し安心して働き続けることが出来る労働環境の整備が必要と考えている。また、その一方で、職域の開発については、共に働く現役世代も安心して働ける環境づくりが必要であり、所属としても主体的に検討するなどとりくみを求めておく。
6. 「事業担当主事（補）」への転任制度については、その職域を限定していることなどもあり、我々としてもそれぞれの現場における業務実態を踏まえた責任ある対応が必

要であると考えており、所属責任が十分果たされるよう求める。また、現業職員の事務転任後の配置などの取り扱いについても丁寧な対応を求めている。

7. この間、24区役所での住民情報担当業務、また一部区役所では保険年金担当業務において民間委託化が実施されている。一方、当区でのその他業務について「委託化」が検討されているのであれば、当然のごとく組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、適切な時期に十分な交渉・協議を行うよう求めている。

また、国がマイナンバーカードの普及を進めるため、令和4年度を終期とした「交付円滑化計画」の策定を自治体に求めている中、当区においてもマイナンバー関連業務が大幅に増大している。このように大きな増要素に対しては市民サービスの低下や現場混乱をきたさないように、体制強化として要員配置が必要なものとする。

我々としても24区トータルの課題であると考えているが、この間の民間委託化により職員は大幅に減員されており、現場業務に大きく影響を与えていることから、必要な要員配置は当然であると考えており、所属としての責任ある対応を求めている。

8. 福祉五法業務については、現状各区において区長マネジメントによる人員配置が行われているが、我々としては24区ベーシックに行われるべき業務であると認識する。

特にこの業務に関わる要員問題については、個別業務量を精査し業務量積み上げにより体制確立をはかってきた経過もあり、本来、社会福祉・保障制度の変革等に伴う現場への影響を踏まえた対応が必要であることは言うまでもない。

また実態として、障がい福祉業務では、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者数はいずれも年々増加しており、障がい者・児福祉サービス受給者数についても同様に増加している。

高齢福祉業務においても、高齢者人口は今後も増え続け、旭区の認知症高齢者等も年々増加しており、それに伴う虐待対応や成年後見制度の利用など権利擁護に関する対応も増加している状況にある。

子育て支援関係業務においては、要保護児童にかかる個別ケース対応や時間外に及ぶ関係者会議など、業務量が増加しており、さらにDV対応や保育所担当業務をはじめ、子育て支援に関わる業務量は年々増加している状況にある。

なお、虐待事案はいずれも専門性が求められる業務であり、精神的負担も大きい。業務内容・業務量に見合った体制整備が必要であることから、所属としての責任ある対応を求めている。

9. 生活保護実施体制に関わっては、区長マネジメントに基づく要員配置ではなく、全市的な配置基準によって配置されるものであると認識している。そのうえで生活保護

現場においては、ここ数年来、債権回収に関わる業務や生活保護の適正実施への対応などの繁忙実態が顕著である。所属に現場実態を踏まえた丁寧な対応を求めるとともに、配置基準そのものが実効あるものとなるよう関係局に対して強く働きかけるよう求める。

また、4条任期付職員の任用については、すでに導入以降11年が経過しようとしており、制度上の課題となっていることは言うまでもない。任期付職員が担ってきた業務の重要性からすれば、安定的な雇用への道筋と大幅な処遇改善を行うべきであると考えており、所属の責任ある対応を求めておきたい。

加えて、2018年度に公正職務審査委員会から指摘された生活保護実施体制にかかる職員の社会福祉主事任用資格取得状況に関わって、福祉局より「有資格者充足率向上計画（H31年度～H37年度）」が示されているが、人事異動等において現場混乱を生じさせることのないように責任ある対応を求めたい。

さらに、充足率を改善する対応にあたって、現場業務体制に負担を生じさせることのないように、関係局に対して現場実態に即した「資格取得支援」等の取り組みを求めるとともに、所属の対応も求めたい。

10. 区役所窓口現場における開庁前の準備作業、閉庁後の整理や新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消毒作業等は当然業務であるとともに労働条件が担保されるべきであり、決して職員の「自発性」に頼るものではないと認識している。

所属として、現行の職場実態を把握したうえで、問題解消に向けた責任ある対応を求めておきたい。

11. 先に述べた「区役所間の職員の適正配置」の課題、さらに、この間のマイナンバー関連業務や大規模災害時の職員派遣、空き家対策事業、その他全区で実施される新規事業等については、それらの業務の内容や要員配置の検討が区長会議や関係局で行われている。これら24区役所全体の勤務労働条件に影響を及ぼすこととなる業務課題については、支部・区所属ごとの対応は自ずと限界が生じることから、24区役所に共通した課題について交渉委任を受けた区役所支部連絡協議会と関係局がしかるべき時期に課題整理や交渉を行うべきであると認識する。所属として、市側・関係局への働きかけなどを含めた対応を強く求めておきたい。

12. 近年続発する大規模災害に関わっては、発災時の初動体制について、交通網の停止などにより体制確保が困難な状況が明らかになっている。災害時に耐え得る体制の強化や直近参集などの機能、さらには災害時における経常業務体制の在り方、引き続き被災者への対応等を含め、現場実態を踏まえた検討がさらに求められていることから、

所属としてもさらに実態把握しつつ、市側・関係局への働きかけなどを含めた対応を強く求めておきたい。

一方、こうした大規模災害発生時においては、区役所職員の現地派遣・支援等も想定されることから、勤務労働条件に影響が生じる事項に関わって、十分な交渉・協議を求めておきたい。

13. 会計年度任用職員に関わっては、採用予定者数に満たない状況等が生じた経過から、本務職員を配置することを含めた早期改善策等の検討並びに「会計年度任用職員」の採用要件などの見直しを行うことが求められている。区役所においても多くの対象職場・職員が存在していることから、常勤職員が担うべき業務には常勤職員を配置することを踏まえつつ、体制確保を行うことはもちろんのこと、現場混乱を生じさせることのないよう所属として責任ある対応を求めておきたい。

14. 超過勤務が多い部署も連年にわたって固定化している。所属として実態を把握しつつ、恒常的な超過勤務について抜本的な解消のための対応を求めておくとともに、具体的な要員配置を含む実効性ある対応を行なうよう強く求めておきたい。

いずれにしても、区役所現場における業務に関しては「仕事と人」の関係整理による業務量に見合った業務執行体制が必要であると認識しており、職員の労働条件が担保された体制整備を行うよう強く求めておく。

そのうえで、勤務労働条件に影響を及ぼす内容に関しては、支部・所属間での十分な交渉・協議が必要であると認識しており、所属としても円滑な協議が行われるよう、誠意を持った対応を行うよう求めておきたい。

### 【企画総務課長】

ただ今、組合側から数点にわたる指摘を受けたところである。

私どもとしても、複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応するためにも、事務の簡素化による見直し・委託化等によって、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えている。

また、適切な時間外勤務の執行管理はもちろん、長時間にわたる時間外勤務は、職員の健康保持・増進に悪影響を及ぼすばかりでなく、ワーク・ライフ・バランスにも支障があることから、日常的に効率的な業務の進行管理に十分に努め、時間外勤務を必要最小限にとどめるよう、職員の時間外勤務の状況を踏まえながら、引き続き、縮減に向けた取組を全庁的に行ってまいりたいと考えている。

勤務労働条件に関する交渉にあたっては、交渉に関わる必要な資料を提供することは当

然と考えており、地方公務員法や大阪市労使関係に関する条例の趣旨を踏まえながら、丁寧に対応してまいります。

そのうえで来年度の業務執行体制の確立に当たっては、事務事業の精査を加えながら、年度当初に必要な体制を確立していきたいと考えている。

1. 勤務労働条件に関する交渉にあたっては、交渉に関わる必要な資料を提供することは当然と考えており、地方公務員法や大阪市労使関係に関する条例の趣旨を踏まえながら、丁寧に対応してまいりたい。
2. 当区における次年度以降の新たな事業展開については、事務事業にかかる施策の企画立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項として、慎重に検討してまいりたい。その上で、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は、誠意をもって対応してまいりたい。
3. 新型コロナウイルス感染症の影響における業務量の変化については、一時的なものか経常的なものかの見極めの困難さはあるものの、市民サービスの低下をきたさないよう業務執行体制を構築してまいりたい。  
またこの間、窓口への飛沫防止用パネルの設置や間隔をあけた待合ロビーのレイアウト、乳幼児健診における三密対策、館内の定期的な換気など、市民はもとより職員への感染拡大を防ぐ取組も実施してきたが、今後も組合員の皆様のご協力を得ながら責任ある業務執行体制の確保に努めてまいりたい。
4. この間、区長会議などで検討が進められている「区役所における職員の適正配置」については、時期を逸さない適宜の情報提供など丁寧な対応を行なってまいりたい。
5. 再任用の課題については、再任用職員も現役職員と同様に本格的業務に従事することにより、組織力の向上・職場の活性化に繋がるものとして、十分な労働環境の整備に努めてまいりたい。
6. 事業担当主事（補）等の転任制度については、市全体に関わる課題であり、所属単独での対応は困難と考えるが、今後も検証を行い、職域拡大などに向けて、関係局と十分に協議してまいりたい。
7. 現時点では、本年12月からの住民情報担当業務委託の契約更新において、来年度から税証明発行業務を委託範囲に追加することとしているが、その他業務についての

「委託化」は検討していない。今後、業務の委託化を検討する場合は、適切な時期に勤務労働条件に係る十分な協議に努めてまいりたいと考えている。また、国におけるマイナンバーカードの普及促進の取組を受け、マイナンバー関連業務の増大が見込まれている点については、業務量に応じた体制確保を関係局と協議しながら責任をもって対応してまいりたい。

8. 福祉五法業務に関わってはご指摘のとおり、この間業務量積算方式で体制を確立した経過を持っている。いずれにしても、連年にわたる制度の改変に伴う業務対応など大阪市として対応しなければならない課題も多いが、区の実情等もふまえ所属として責任をもって対応してまいりたい。

また、子育て支援業務については、本年度より業務体制強化を図ってきたところであるが、業務実態把握及び検証を行いつつ、次年度に向けた具体業務内容や体制について時期を逸さない適宜の情報提供を行うとともに、所属として責任をもって対応してまいりたい。

9. 生活保護実施体制に関わっては、全区統一的な配置基準によって配置されるものであるが、その配置基準そのものが現場実態に合ったものであるか検証しつつ、実効あるものとなるよう関係局に対し働きかけてまいりたい。

また、4条任期付職員の任用についても、制度上の課題等をふまえ同じく関係局と協議しながら責任をもって対応してまいりたい。

10. 区役所における開庁に向けた必要な準備や整理作業、また消毒作業等は当然業務と認識しており、所属としてその業務量に応じた適切な対応を図ってまいりたい。

11. 「区役所間の職員の適正配置」の課題、生活保護実施体制、福祉五法業務やこの間のマイナンバーに関わる業務、大規模災害時の職員派遣、空き家対策事業、その他全区で実施される新規事業等については、大阪市として対応しなければならない課題も多く、所属単独での対応は困難と考えるが、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を関係局と協議しながら構築していくとともに、職員の勤務労働条件の変更が生じる場合は所属として誠意をもって対応してまいりたい。

12. この間の災害時における避難所開設や被災地への職員派遣、警報時の職員体制など様々な事態への対応については、組合員の皆様の多大なるご協力によるものと認識しており、感謝申し上げます。発災時の初動体制や災害時における経常業務体制の在り方、引き続き被災者への対応等については、直近参集などの機能を活用することはも

とより、この間の現場実態を踏まえ、限られた人員の中での対応等を検証するなど所属として責任をもって対応してまいりたい。

また、警察や消防など関係機関との連携の在り方など大阪市全体に関わる課題については、関係局と十分に協議しながら対応してまいりたい。

13. 本年4月より新たに設置された「会計年度任用職員」制度については、当区においても多くの担当で会計年度任用職員を任用しているところであり、制度やシステム上の課題・問題点を関係局と協議しながら解決に努めてまいりたい。

また、本務職員との業務のすみ分けを明確にし、業務内容・業務量など職場状況に見合った体制確保に向けて、所属として責任をもって対応してまいりたい。

14. 超過勤務に関わっては、所属としても円滑な業務執行に影響を及ぼすだけでなく、職員の健康管理の面からも影響が大きいものと認識していることから、これまで以上の業務改善等による業務量見直しなど超過勤務の削減に努めるとともに、適正な業務執行体制の確保に向けて取り組んでまいりたい。

繰り返しになるが、新たな行政ニーズに適切に対応するためには、これまで以上に、施策・事業の再構築等のとりくみとともに、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えている。

については、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項について、職制が自らの判断と責任において行い、それに伴う職員の勤務労働条件の変更については、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えているのでよろしく願います。

なお、申し入れ項目の取り扱いについては要請どおりとしてまいりたいと考えているのでよろしく願います。

### 【支部長】

所属から、「真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならない」「そのうえで来年度の業務執行体制の確立に当たっては、事務事業の精査を加えながら、年度当初に必要な体制を確立していきたい」との考え方が示された。職員定数配置について所属の責任ある対応を求めておきたい。

また、「職員の勤務労働条件の変更については、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたい」という考え方が示されたが、この間の要員交渉については、所属からの十分な説明と判断にいたる十分な情報が提示されたとは言い難く、連年、大綱了解到に至らない結果となっていることを指摘しておく。加えて、2020年度中についても勤務労働条件

に関係する新たな問題が生じれば、所属としての誠意ある対応が必要である。

組合員は、この間の勤務労働条件の大幅な切り下げの中にあっても、市民・区民サービスの第一線で行政の公平性、公正性、継続性の維持のため懸命に努力をしているが、そうしたモチベーションを維持するにも限度があることを市側も認識すべきである。

重ねて申し上げるが、支部・所属間での十分な交渉・協議が行われなければ問題解決がはかられないことは言うまでもないことから、誠意ある対応・協議を行うなど、所属としての責任を果たすよう強く要請し、「2021年度の要員確保」にかかる申し入れ交渉を終了する。

### 【支部長】

それでは引き続き、「住民情報担当業務委託に係る職員の勤務労働条件について」申し入れを行う。

大阪市では区役所窓口サービス課住民情報担当等窓口業務の民間委託が2013年2月から順次実施され、現在全ての区で民間委託が行われており、当区では2015年1月より民間委託が実施されている。

先般、一部の受託先業者より「いわゆる『偽装請負』をめぐる法的リスクの観点から運用変更の要望があった」として、関係局から「区役所住民情報業務等委託にかかる『偽装請負』リスクの解消に向けた運用変更」が示され、具体事務が進められていると認識している。

この間、契約更新にあたっては、契約不調になった区があるなど、現場混乱を生じさせるとともに、市民サービスの低下もきたす問題が発生していると聞いている。

については、こうした状況を避けるため、また当該現場の職場環境及び職員の勤務労働条件にかかわる事項でもあるので、次のとおり申し入れる。

### <申し入れ文>

2020年11月25日

旭区長 花田 公絵 様

大阪市職員労働組合  
旭区役所支部  
支部長 橋本 啓志

### 住民情報担当業務委託に係る職員の勤務労働条件に関する申し入れ

現在、区役所住民情報担当職場においては、2020年12月からの契約更新手続きに入っており、契約内容については「偽装請負」リスク回避に向けた「運用変

更」を実施することとしている。これによる契約更新の困難性や、また「運用変更」が実施された場合に現場組合員の業務量が増加すると危惧されており、勤務労働条件に大きな影響を及ぼしかねないこととなる。

以上のことから、住民情報担当業務委託に関わって次のとおり申し入れる。

## 記

1. 違法である「偽装請負」と取られかねない対応とならないよう、所属として責任をもって対応すること。
2. 契約更新により、市民サービスの低下や職場混乱を起さぬようにすること。また、契約不調等により職員の勤務労働条件に影響を及ぼさないよう、所属として責任をもって対応すること。
3. 契約更新に伴い「区役所住民情報業務等委託にかかる『偽装請負』リスクの解消に向けた運用変更」が実施された場合、現場組合員の勤務労働条件に大きな影響を及ぼすこととなることから、必要な要員を確保するなど十分な業務執行体制を構築すること。

以 上

申し入れにあたって、窓口業務の委託に関わる我々の基本的な立場を申し上げておく。

我々としては、区窓口業務は単に書類の交付や受付を行っているのみではなく、それにとまなう相談説明業務が附随するとともに、職員が住民の要求や思い等を受ける場でもあり、その内容は市政・区政において政策化され実施されるべきものであると考える。また、窓口業務の委託化が行われれば、現場において本市職員と受託業者の労働者が混在することとなり、常に「偽装請負」の法的リスクを抱えることとなる。

本来、日常業務における困難事例の対応には「職員」同士の協力・連携がなによりも必要であるが、委託化された現場では、本市職員と受託業者の労働者の協力・連携は「違法」とされる「偽装請負」につながる恐れがあることから、円滑な対応が困難である。以上のことから区役所の窓口職場は民間委託にはなじまず、慎重に検討されるべきであると認識している。

しかしながら、当区では住民情報業務において2015年1月より委託化が実施され、すでに6年が経過しようとしている。住民情報業務の委託化については、導入当初より「偽装

請負」のリスクが指摘され、またそこに組合員の職場環境や勤務労働条件が存在しているにもかかわらず、労使交渉抜きで所属が一方的に実施した経過がある。

違法である「偽装請負」と取られかねない状態があることは問題であり、解消に向けた対応が必要である。さらに「運用変更」の実施により、「受託業者から引き継いだ事案は、全て職員が処理する」ことで職員の業務量が増加しており、加えて年度末年度始めの繁忙期の対応も踏まえると、要員問題であることは明らかである。

所属として、現時点での認識と責任ある対応について明らかにされたい。

### (企画総務課長)

ただいま、窓口サービス課の「区役所住民情報担当業務委託」に関する申し入れについて当区の考え方を答えさせていただく。

当区においては、平成 27 年 1 月から住民情報担当業務の民間委託を開始し、前回平成 29 年 2 月に行った契約更新が令和 2 年 11 月で満了することに伴い、今般、令和 2 年 12 月から令和 5 年 11 月までの契約にかかる更新事務を進めているところである。

今回の契約更新に際しては「減額措置」の取り扱いがなくなったこと、また令和 3 年 4 月より「税証明発行業務」についても委託範囲に含めることとしているが、委託の継続に際して引き続き市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築していかなければならないと考えている。

「偽装請負」リスクの解消については、仕様書が変更されており、事業者の処理誤りについては、職員から直接、事業者オペレータに差し戻しの指示を行わず、職員で対応することとなり、「偽装請負」を回避する対応策が取られている。

「疑義案件」については、関係局においてケースブックを作成し対応していくこととなっている。事業者の処理誤りについては、当日の誤りについて、後日事業者にフィードバックしていくため、契約更新後、一時的に職員による対応が増加することは考えられが、「疑義案件」を情報共有し、積み重ねていくことで、日々の職員による処理件数は減少していくものと考えている。今後、所属として当該運用変更が適切に実施されるよう責任をもって対応してまいりたいと考えている。

また、契約更新においても、契約不調となることのないよう、また更新によって市民サービスの低下や職場混乱を発生させることのないように、所属として責任をもって対応してまいります。

### (支部長)

我々の申し入れに対する所属の考え方が示された。

関係局の資料によると、「疑義案件」については「疑義案件ケースブックを整備し、受注業者と協議の上、今後適用する取り決めとして合意蓄積していく」とあるが、これまでも

受託業者の「労働者」が定着しない状況にあり、そもそも窓口対応から生じる疑義案件は無数で、全ての事例を包含した疑義案件ケースブックの整備自体不可能であることから、関係局が取りまとめる疑義案件ケースブックが職員による処理件数を減少させる有効策になるとは到底考えられない。

そのような問題がある中で「運用変更」が徹底された場合、市民サービスや現場組合員の勤務労働条件に大きく影響を与えることは必至である。業務委託化によって少人数体制となった現状での「運用変更」は、現場に労働過重と混乱を招くばかりか、待ち時間の増大など市民サービスの後退にもつながりかねない。そもそも窓口業務の委託に際しては、現場の要員を切り出して当該業務を委託した経過を持つものであり、その一部が本市職員に返されるのであれば切り出した要員は返すべきものである。

なお、いくら現場で万全を期しても、苦情処理など緊迫した市民対応の中で法的リスクを皆無にすることは困難である。結果、職員が受託先事業者の労働者に「偽装請負」と取られかねない指揮命令をしてしまった場合、我々として職員がその責任を問われるものではないと考えるが、その責任の所在についても確認しておきたい。

また、今回の契約更新により、2021年4月から「税証明発行業務」についても委託化が行われるとのことであるが、先で述べたように窓口業務の委託化によって市民や現場に混乱を招き、様々な問題が生じているにもかかわらず委託化を行うことは、市民サービスの低下につながりかねず、現場組合員の勤務労働条件にも大きく影響を及ぼすことから、本来であれば委託化に向けて事前に十分な交渉が行われるべきと考える。

しかしながら、今回の契約更新では事前の協議や報告等が行われないうまま、税証明発行業務を業務範囲に含めた発注が行われていることから、極めて問題であることを強く指摘するとともに、今後このようなことがないよう、事務事業の委託化にあたっては適切な時期に十分な交渉・協議を行うよう求めておく。

#### **(企画総務課長)**

「偽装請負」リスクとなる、事業者オペレータへ直接指示することについては、当初、委託契約を開始した当時から行う事ができないものであったが、今般、他の自治体の契約に関わって、「偽装請負」ではないかとの問題が提起され、本市においても、その運用を徹底することとしたものである。

また、先ほども申しあげたとおり、職員からの差し戻しによる「処理件数」がどの程度になるかについても、今の段階で明確になっていないのが現状である。

「偽装請負」リスクへの対応については、住民情報担当の職員は当然ながら、受託事業者に対しても「偽装請負」防止の趣旨と運用方法を徹底させたいと、契約更新にあわせて運用を開始する。

その運用中に発生する指示や確認事項については、その場で職員とオペレータで確認す

るのではなく、管理職員等と事業者のリーダー以上の職員とでカンファレンスを行い調整することとなる。

なお、運用にあたっては「偽装請負」のリスクを徹底的に排除し、一職員にその責任を負わせることのないよう所属として責任を持って対応してまいりたいと考えている。

いずれにしても、繰り返しになり恐縮ではあるが、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案、それに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであるが、それによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として時機を逸することなく誠意をもって対応したいと考えているので、よろしく願います。

### (支部長)

ただ今、所属から「偽装請負のリスクを徹底的に排除し、一職員にその責任を負わすことのないよう責任を持って対応していきたい」、「職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたい」等とした考え方が示された。

繰り返しになるが、違法である「偽装請負」については、断じてあってはならないと認識しており、その解消に向け、本日の交渉内容をふまえた今後の所属の責任ある対応を強く求めておく。

さらに、「運用変更」に伴う十分な業務執行体制の構築については、職員の勤務労働条件のみならず質の高い公共サービスの提供という観点からも必要不可欠である。支部・所属交渉の限界性もあると考えるが、今後時機を逸することなく、契約更新後の「運用変更」に伴う状況の情報提供等を含め、我々と交渉・協議を持つよう誠意ある対応を求めるとともに、所属としての責任を果たすよう強く要請し、交渉を終了する。

以 上